

認定特定非営利活動法人ジョイ・コム 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人ジョイ・コムという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市中島528番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、障害者、その家族及びその他社会的支援を必要とする者に対して、地域生活の中で安心かつ安全に自分らしく生活を継続できるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく各種事業を行い、ノーマライゼーションの理念の普及及び分け隔てのない社会の実現を通じて、地域福祉の増進を図ることを目的とする。また、子どもの生活を支援する事業を行い、次世代を担う子どもたちの生きる力を育み、心豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、子どもたちが将来に夢や希望を持てる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)経済活動の活性化を図る活動
- (5)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（障害者総合支援法）に規定する障害福祉サービス事業
- ②困難を抱える家庭の支援事業
- ③その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を促進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、資金協力を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、入会金及び会費を添えて、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号に該当する者は、この法人の役員となることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、他の理事がその職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 4 役員は、法第 17 条の 4 に定める利益相反行為に該当する事項については、当該事項に関する議決に加わることができない。
- 5 理事長が利益相反行為に該当する場合には、当該事項についてこの法人を代表することができない。

この場合において、理事会は、当該事項に限り、この法人を代表する理事を選任することができる。

6 前項の規定により選任された理事は、当該事項についてのみ、この法人を代表する権限を有する。

7 理事が利益相反行為に該当する場合には、当該理事は、当該事項に係る理事会の議決に加わることができない。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第 1 項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人にこの法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には必要な職員をおくことができる。

3 職員の任免は、理事長が行う。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、理事全員が書面または電磁的記録により当該提案に同意したときは、理事会の決議があつたものとみなす。この場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 3 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11.条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示する。

第 10 章 雑則

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡田 亜紀
理事	足立 基浩
理事	紀 俊崇
理事	岸本 周平
理事	雑賀 秀夫
理事	笹本 昌克
理事	芝本 和己
理事	島 由佳子
理事	中本 貴幸
理事	廣野 眞紀
理事	吉増 亨
監事	正司 雅洋
監事	西田 聡

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | | |
|-----|----------|------------|-------------|-----|-----|
| (1) | 正会員(個人) | 年会費 | 2 0 0 0 円 | 入会金 | 0 円 |
| (2) | 正会員(団体) | 年会費 | 2 0 0 0 円 | 入会金 | 0 円 |
| (3) | 賛助会員(個人) | 年会費 (1 口) | 1 0 0 0 0 円 | 入会金 | 0 円 |
| (4) | 賛助会員(団体) | 年会費 (1 口) | 1 0 0 0 0 円 | 入会金 | 0 円 |

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年度 4 月 1 日から令和 9 年度 3 月 31 日まで

認定特定非営利活動法人ジョイ・コム

1. 事業実施の方針

認定特定非営利活動法人ジョイ・コムは、障害のある方々が地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、就労支援を中心とした事業を実施するとともに、地域福祉の向上に寄与する活動を推進します。

令和 8 年度は、就労継続支援 A 型事業所として安定した事業運営に努めるとともに、生産活動の充実及び利用者支援の質の向上を図ります。また、認定特定非営利活動法人として公益性及び透明性の高い法人運営を行い、地域社会から信頼される組織づくりに努めます。

さらに、子どもたちへの食支援を目的とした「紡ぎプロジェクト」の実現に向けて、関係機関との協議、協力事業者の開拓及び寄附者の募集等を進め、事業実施に向けた体制整備を行います。

【就労継続支援 A 型事業】

障害のある方に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

【ハーンズ・小分け事業部】

安定した受注体制の維持と品質向上に努めるとともに、生産性向上及び作業効率の改善を図ります。また、利用者の働く機会の確保と安定した雇用環境づくりに取り組みます。

【チョコレート事業部】

和歌山県産素材を活用したチョコレート製品の製造及び販売を行います。催事出店や販売機会の拡充を通じて販路拡大を図るとともに、地域資源の魅力発信に努めます。

【フードサービス事業部】

社員食堂や給食調理、その他飲食サービスの提供を行います。利用者の就労機会の確保と地域ニーズに応じたサービス提供に努めます。

【紡ぎプロジェクト】

認定特定非営利活動法人ジョイ・コムは、障害者支援の活動を通じて、日本にも深刻な貧困問題が存在することを認識し、子どもたちへの食支援を目的とした「紡ぎプロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトは、経済的に困難な家庭の子どもたちが安心して食事をとり、学びに集中できる環境を整えることを目的としています。

本事業では、子どもたちに二次元バーコード付きカードを配布し、協力飲食店でカードをスキャンすることで無料で食事を食べられる仕組みを採用します。カードは本人のみが利用でき、外見からは支援対象であることが分からないため、恥や心理的ハードルを軽減し、支援が届きにくい子どもにも利用しやすい環境を整えます。また、飲食店には寄付金から材料費を分配し、地域全体で子どもを支える循環型の仕組みを構築します。

本事業の特徴は以下の通りです。

- ・既存の飲食店を活用：新たな施設やスタッフを確保する必要がなく、低コストかつ持続可能な運営が可能
- ・地域全体で子どもを支える仕組み：協力飲食店や地域住民の参画により、食事提供だけでなく見守りや交流の機会も創出
- ・個人情報不要で安心利用：心理的ハードルを下げ、支援が届きにくい家庭にもアプローチ可能
- ・データに基づく支援：利用頻度や傾向を把握し、必要な支援につなげることができる
- ・子どもへの効果：食事の確保により学習や学校生活に集中でき、心身の健やかな成長を促進

・飲食店への効果：地域貢献や SDGs への取り組みとして評価され、PR や集客にもつながる可能性

・支援者・行政への効果：寄付や協力を得て安定的な継続が可能となり、行政は実態把握や支援対象の明確化に役立つ

この取り組みにより、食事の確保が難しい子どもでも安心して学習に取り組める環境を提供し、経済的要因による教育格差の軽減を目指します。また、地域の大人や飲食店が支援に関わることで、思いやりの循環が生まれ、地域全体の子ども支援の意識向上にもつながります。

紡ぎプロジェクトは、子どもたちの心と体を満たすだけでなく、学習や生活全般に波及効果をもたらします。来年度は小規模な試験運用から開始し、実証実験で得られたデータや現場の声をもとに、運営方法をブラッシュアップしながら、次年度以降の対象範囲拡大に向けた実行体制を整えていきます。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額（千円）
①障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス	障害者に対する職業訓練と雇用の提供	令和8年4月～ 令和9年3月	和歌山市	10名 (職員)	26名 (利用者)	・部材小分け作業 ・ハーネス加工 ・施設外就労（清掃） ・チョコレート製造販売 ・カフェ営業 ・社食・給食委託業 255,907
②困難を抱える家庭の支援事業	日常的に食事が必要な子どもたちに食を支援できる「紡ぎプロジェクト」を立ち上げ、全ての子ども達が将来への夢を抱き希望を持てる社会の実現を目指す。	令和9年度中に試験運用予定 (現在システム構築中)	和歌山市	—	—	0

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ジョイ・コム
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金	2,000,000	2,000,000	
2. 事業収益			
訓練費等報酬収益	48,000,000		
処遇改善加算	4,500,000		
就労支援収益	260,240,000		
値引・戻り高		312,740,000	
3. その他収益			
受取利息	40,000		
受取配当金	17,000		
雑収益	1,700,000	1,757,000	
経常収益計			316,497,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	48,000,000		
アルバイト給料	12,000,000		
法定福利費	9,000,000		
通勤費	1,500,000		
福利厚生費	250,000		
人件費計	70,750,000		
(2) その他経費			
期首棚卸高	5,107,491		
仕入高	141,000,000		
食材等仕入高	20,000,000		
合計	166,107,491		
期末棚卸高	5,100,000		
売上原価	161,007,491		
業務委託費	0		
通信運搬費	900,000		
消耗品費	2,500,000		
接待交際費			
修繕費	600,000		
水道光熱費	5,700,000		
地代家賃	2,400,000		
減価償却費	3,400,000		
諸会費	150,000		
租税公課	7,000,000		
雑費	1,500,000		
その他経費計	24,150,000		
事業費計		255,907,491	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	31,500,000		
賞与	3,500,000		
法定福利費	4,500,000		
通勤費	400,000		
福利厚生費	80,000		
人件費計	39,980,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	200,000		
会議費	80,000		
旅費交通費	50,000		
車両燃料費	70,000		
通信運搬費	510,000		
消耗品費	1,200,000		
保守料	90,000		
賃借料	20,000		
修繕費			
減価償却費	4,500,000		
保険料	1,800,000		
租税公課	1,400,000		
支払手数料	620,000		
支払利息	810,000		
管理諸費	2,500,000		
貸倒引当金繰入	160,000		
雑費	30,000		
その他経費計	14,040,000		
管理費計		54,020,000	
経常費用計			309,927,491
当期経常増減額			6,569,509
III 経常外収益			
1. その他経常外収益			
貸倒引当金戻入	158,000	158,000	
経常外収益計			158,000
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			6,727,509
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			6,727,509
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			6,727,509

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年度 4 月 1 日から令和 10 年度 3 月 31 日まで

認定特定非営利活動法人ジョイ・コム

1. 事業実施の方針

認定特定非営利活動法人ジョイ・コムは、障害のある方々が地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、就労支援を中心とした事業を実施するとともに、地域福祉の向上に寄与する活動を推進します。

令和 9 年度は、就労継続支援 A 型事業所として安定した事業運営に努めるとともに、生産活動の充実及び利用者支援の質の向上を図ります。また、認定特定非営利活動法人として公益性及び透明性の高い法人運営を行い、地域社会から信頼される組織づくりに努めます。

さらに、子どもたちへの食支援を目的とした「紡ぎプロジェクト」の実現に向けて、関係機関との協議、協力事業者の開拓及び寄附者の募集等を進め、事業実施に向けた体制整備を行います。

【就労継続支援 A 型事業】

障害のある方に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

【ハーネス・小分け事業部】

安定した受注体制の維持と品質向上に努めるとともに、生産性向上及び作業効率の改善を図ります。また、利用者の働く機会の確保と安定した雇用環境づくりに取り組みます。

【チョコレート事業部】

和歌山県産素材を活用したチョコレート製品の製造及び販売を行います。催事出店や販売機会の拡充を通じて販路拡大を図るとともに、地域資源の魅力発信に努めます。

【フードサービス事業部】

社員食堂や給食調理、その他飲食サービスの提供を行います。利用者の就労機会の確保と地域ニーズに応じたサービス提供に努めます。

【紡ぎプロジェクト】

認定特定非営利活動法人ジョイ・コムは、和歌山市内の 1 校を対象として「紡ぎプロジェクト」の試験運用を実施し、利用状況・運営課題・協力飲食店の対応状況など、事業運営に必要な基礎データを収集する予定です。

和歌山市内の小中学生を対象とし、まずは 1 校に絞って試験運用（実証実験）に向けて整備を整えてまいります。小規模から開始することで、運営上の課題や利用状況を正確に把握し、実証実験校拡大に向けた基盤を整えます。将来的には対象校を増やし、和歌山県全域、さらには全国への展開を目指します。

二次元バーコード付きカードを用いた食事提供の仕組みは継続して活用し、子どもが心理的負担なく利用できる環境を維持します。また、飲食店には寄付金から材料費を分配し、地域全体で子どもを支える循環型の仕組みをさらに強化します。

2.事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な 事業内容)	実施時期	実施場所	受益対象者 の範囲及び予 定人数	従事者の 予定人数	事業費の予算額 (千円)
①障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス	障害者に対する職業訓練と雇用の提供	令和 9 年度 4 月 1 日から 令和 10 年 度 3 月 31 日まで	和歌山県 和歌山市	1 0 名 (職員)	26 名 (利用者)	・部材小分け作業 ・ハーネス加工 ・施設外就労（清掃） ・チョコレート製造販売 ・カフェ営業 ・社食・給食委託業務 255,900
②困難を抱える家庭の支援事業	日常的に食事が必要なこどもたちに食を支援できる「紡ぎプロジェクト」を立ち上げ、全てのこども達が将来への夢を抱き希望を持てる社会の実現を目指す。	令和 9 年 度中に試験 運用予定	和歌山県 和歌山市	和歌山市 在中の 小中学生 宮前小学校 生徒数 約 600 名の うち 10%を想 定 60 名予 想	事業担当者： 2 名 協力者：地域 飲食店の関係 者 数店舗 (合計 10～15 名程度) 合計：約 12 ～17 名程度	936

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ジョイ・コム
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金	2,000,000	2,000,000	
2. 事業収益			
訓練費等報酬収益	48,000,000		
処遇改善加算	4,500,000		
就労支援収益	260,240,000		
値引・戻り高		312,740,000	
3. その他収益			
受取利息	40,000		
受取配当金	17,000		
雑収益	1,700,000	1,757,000	
経常収益計			316,497,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	48,000,000		
アルバイト給料	12,000,000		
法定福利費	9,000,000		
通勤費	1,500,000		
福利厚生費	250,000		
人件費計	70,750,000		
(2) その他経費			
期首棚卸高	5,100,000		
仕入高	141,000,000		
食材等仕入高	20,000,000		
合計	166,100,000		
期末棚卸高	5,100,000		
売上原価	161,000,000		
業務委託費	936,000		
通信運搬費	900,000		
消耗品費	2,500,000		
接待交際費			
修繕費	600,000		
水道光熱費	5,700,000		
地代家賃	2,400,000		
減価償却費	3,400,000		
諸会費	150,000		
租税公課	7,000,000		
雑費	1,500,000		
その他経費計	25,086,000		
事業費 計		256,836,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	31,500,000		
賞与	3,500,000		
法定福利費	4,500,000		
通勤費	400,000		
福利厚生費	80,000		
人件費計	39,980,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	200,000		
会議費	80,000		
旅費交通費	50,000		
車両燃料費	70,000		
通信運搬費	510,000		
消耗品費	1,200,000		
保守料	90,000		
賃借料	20,000		
修繕費			
減価償却費	4,500,000		
保険料	1,800,000		
租税公課	1,400,000		
支払手数料	620,000		
支払利息	810,000		
管理諸費	2,500,000		
貸倒引当金繰入	160,000		
雑費	30,000		
その他経費計	14,040,000		
管理費計		54,020,000	
経常費用計			310,856,000
当期経常増減額			5,641,000
III 経常外収益			
1. その他経常外収益			
貸倒引当金戻入	160,000	160,000	
経常外収益計			160,000
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			5,801,000
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			5,801,000
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			5,801,000